

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績					
		当該経費は、児童養護施設等の運営費であり、措置対象児童がいれば、当然必要となる経費であるため、目標値の設定には馴染まない。			家庭的な環境の中での支援の充実を図ることにより、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援すること。 平成26～28年度においては、「児童福祉法」に基づき、虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立に寄与している。					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標最終年度 31年度
		家庭的な環境の中での支援の充実を図るために、小規模グループケアの推進を図ること。	小規模グループケア実施箇所数	実績	箇所	1,078	1,218	1,305	－	－
				目標値	箇所	800	1,014	1,228	－	1,870
			達成度	%	135	120	106	－	－	
	活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込
		措置児童数	活動実績	人	43,764	43,032	集計中	－		
			当初見込み	人	47,418	48,060	48,532	45,027		
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
X／Y		単位当たりコスト	円	2,121,988	2,434,044	集計中	－			
X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度措置児童数(人)」		計算式	X/Y	92,866,676,556/43,764	104,741,768,357/43,032	集計中	－			
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	測定指標	政策	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること(Ⅵ－3)						
			施策	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること(Ⅵ－3－1)						
			定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標年度 31年度
			小規模グループケアの実施	実績値	箇所	1,078	1,218	1,305	－	－
				目標値	箇所	800	1,014	1,228	－	1,870
			定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標年度 31年度
			地域小規模児童養護施設の実施	実績値	箇所	298	329	354	－	－
				目標値	箇所	300	314	344	－	390
			定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標年度 31年度
			里親等委託の実施(委託率)	実績値	%	16.5	17.5	集計中	－	－
				目標値	%	16	22	22	－	22
			定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
			－	－	－	－				
						施策の進捗状況(実績)				
						－				
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対して国がその2分の1を負担するものであり、小規模グループによるケアや地域小規模児童養護施設を推進している児童養護施設等には職員を加配することにより、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質向上を図るものである。										

経済・財政再生 アクション・プログラム	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
						- 年度			- 年度	- 年度	
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度		%	-	-	-	-	-			
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
						- 年度			- 年度	- 年度	
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
達成度	%		-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の 必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不適当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設等に入所措置等を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業であるため、国が負担する必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担すると規定されており、また、虐待を受けた児童等の保護に必要な経費であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから重要性が高く、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県が支弁した費用の「1/2」を負担するものであり適正なものである。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	児童等の保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	児童福祉法に基づき、国「1/2」、都道府県「1/2(母子生活支援施設等においては都道府県「1/4」、市町村「1/4」)」を負担するものであり、合理的なものである。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、児童養護施設等に入所する要保護児童等の保護に必要な経費を限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-		
事業の 有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成28年度において、当初見込み1,228か所に対して小規模グループケア実施か所数の成果実績が1,305か所であり、当初の見込みを概ね達成している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成27年度において、措置児童の当初見込み48,060人に対して実績は43,032人であり、ほぼ見込みどおりとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			○		児童保護費等負担金は、社会的養護を必要とする児童等を児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的としている。一方、障害児施設措置・給付は、障害児入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、障害児の福祉の向上を図ることを目的としていることから、適切な役割分担が行われている。	
	所管府省名	事業番号	事業名				
	厚生労働省	0757	障害児施設措置・給付				
点検・改善結果	点検結果	本事業は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設等に入所措置等を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業である。 予算の執行率は、平成26年度96%、平成27年度96%、平成28年度95%と高い割合で推移しており、また、措置児童数も平成26年度43,764人と平成27年度43,032人と実績があり、虐待を受けた要保護児童等の心のケア及び社会的自立を今後行うためにも、平成30年度以降も本事業は必要である。					
	改善の方向性	事業の目的は達成できているが、今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	399	平成23年度	358	平成24年度	306		
平成25年度	667	平成26年度	671	平成27年度	682		
平成28年度	652						

資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)	※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。				
	国 109,393百万円 都道府県が支弁した費用の1/2を負担 【負担】 A.都道府県等(69か所) (106,694百万円) 【負担】 B.市町村(1,720か所) (2,694百万円) 【負担】 児童入所施設等 母子生活支援施設 助産施設 等 児童入所施設等の運営を行う 母子生活支援施設等の運営を行う 都道府県等 : 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 (ただし、中核市については母子生活支援施設及び助産施設の運営にかかる費用のみ) 措置 : 児童福祉法第27条第1項第3号の措置(入所措置)、同法第33条の一時保護、 同法第22条の助産の実施、同法第23条母子保護の実施及び同法第33条の6の児童自立生活援助事業				
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京都			B.世田谷区	
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	金額 (百万円)
	事務費	施設職員の人件費	8,059	事務費	施設職員の人件費、管理費 202
	一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費)	1,257	一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費) 32
	医療費	児童の医療費	378	その他	幼稚園費、児童用採暖費等 9
	教育費	小・中学生の教育全般に係る費用	257		
	特別育成費	高校生の教育に係る費用	136		
	被虐待児受入 加算費	虐待を受けた児童をケアするための心理療 法担当職員の雇上費用	21		
	学校給食費	児童の学校給食に必要な経費	94		
	その他	幼稚園費、児童用採暖費、就職支度費	0		
	計		10,202	計	243

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都	8000020130001	児童入所施設等の運営事業	10,202	補助金等交付	-	-	-
2	大阪府	4000020270008	児童入所施設等の運営事業	7,998	補助金等交付	-	-	-
3	神奈川県	1000020140007	児童入所施設等の運営事業	5,513	補助金等交付	-	-	-
4	愛知県	1000020230006	児童入所施設等の運営事業	5,097	補助金等交付	-	-	-
5	兵庫県	8000020280003	児童入所施設等の運営事業	4,239	補助金等交付	-	-	-
6	埼玉県	1000020110001	児童入所施設等の運営事業	4,235	補助金等交付	-	-	-
7	北海道	7000020010006	児童入所施設等の運営事業	3,906	補助金等交付	-	-	-
8	福岡県	6000020400009	児童入所施設等の運営事業	3,893	補助金等交付	-	-	-
9	千葉県	4000020120006	児童入所施設等の運営事業	3,862	補助金等交付	-	-	-
10	京都府	2000020260002	児童入所施設等の運営事業	2,006	補助金等交付	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	世田谷区	1000020131121	児童入所施設等の運営事業	243	補助金等交付	-	-	-
2	墨田区	6000020131075	児童入所施設等の運営事業	205	補助金等交付	-	-	-
3	葛飾区	1000020131229	児童入所施設等の運営事業	186	補助金等交付	-	-	-
4	大田区	1000020131113	児童入所施設等の運営事業	160	補助金等交付	-	-	-
5	新宿区	7000020131041	児童入所施設等の運営事業	146	補助金等交付	-	-	-
6	板橋区	6000020131199	児童入所施設等の運営事業	109	補助金等交付	-	-	-
7	練馬区	3000020131202	児童入所施設等の運営事業	98	補助金等交付	-	-	-
8	荒川区	7000020131181	児童入所施設等の運営事業	97	補助金等交付	-	-	-
9	足立区	2000020131211	児童入所施設等の運営事業	93	補助金等交付	-	-	-
10	江東区	6000020131083	児童入所施設等の運営事業	91	補助金等交付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-